

優先評価化学物質 通し番号 244「エチル＝水素＝スルファート」に係る
新たな評価単位でのスクリーニング評価結果

1. 背景

優先評価化学物質「エチル＝水素＝スルファート」は、平成30年度に官報公示整理番号（MITI 番号）単位でスクリーニング評価を実施し、生態影響の観点においてデフォルトの有害性クラス（有害性クラス1）を適用した結果、優先評価化学物質に指定された。他方、平成31年4月1日以降の届出では、製造数量等の届出様式改正により、優先評価化学物質は官報公示名称と異なる化学物質を製造・輸入した場合に、製造・輸入した化学物質の名称（CAS 登録名称等）が記載されるようになり、当該物質についてはCAS 登録番号の異なる塩の届出が複数あり、それらが大宗を占めることがわかった。これらのことから、令和6年1月開催の三省合同審議会において、優先評価化学物質「エチル＝水素＝スルファート」については、令和6年度末に優先評価化学物質の取消しを行うことを前提に、届出実態を踏まえたCAS 登録番号等の新たな評価単位でスクリーニング評価を実施することとされた¹。

この結果を踏まえ、「エチル＝水素＝スルファート」に該当する物質について、性状に関する情報及び有害性情報の提供依頼²等を行った。

2. 新たな評価単位による評価結果

令和4年度実績の製造・輸入数量の届出において「エチル＝水素＝スルファート」として届出のあった物質についてCAS 登録番号等ごとに資料2-1の2. の評価方法と同様の方法によりスクリーニング評価を行った。評価結果は別添1のとおり。

スクリーニング評価において有害性クラスを優先的に付与する対象となる暴露クラス1～4に該当する物質であるCAS 登録番号 181875-97-8「ジデシル（エチル）（メチル）アンモニウム＝エチル＝スルファート」については、生態影響において有害性情報が得られず、また構造類似物質の有害性が高いことから、生態影響の有害性クラスでデフォルトの有害性クラス1を適用する（別添2参照）。当該物質の暴露クラスは2であり優先度は「高」となることから、優先評価化学物質として指定することが適当である。

¹ 令和6年1月三省合同審議会 資料3「化審法の優先評価化学物質の見直しについて」

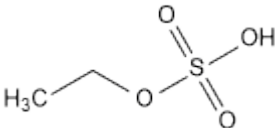
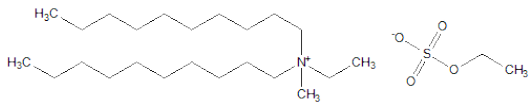
https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen taisaku/pdf/2023_03_03_00.pdf

² 化審法優先評価化学物質「エチル＝水素＝スルファート」に関する有害性情報の提供のお願い

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/teikyouri/ai_244.pdf

なお、CAS 登録番号 181875-97-8「ジデシル（エチル）（メチル）アンモニウム＝エチル＝スルファート」以外の物質については、現在得られる情報及び知見から環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害のいずれも生ずるおそれがないと認めるに至ったことから、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第十一条二号二の規定に基づき優先評価化学物質通し番号 244 については優先評価化学物質の指定を取り消すこととする。

表 1 優先評価化学物質通し番号 244 及び CAS 登録番号 181875-97-8 の構造式

	名称	構造式
優先評価化学物質 通し番号 244	エチル＝水素＝スルファート	
CAS 登録番号 181875-97-8	ジデシル（エチル）（メチル）アンモニウム＝エチル＝スルファート	

3. 今後の方針

今回の審議結果を踏まえて、優先評価化学物質通し番号 244 については優先評価化学物質の指定を取り消し、優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた物質については、優先評価化学物質に指定する。この物質については、指定された翌年度以降、優先評価化学物質の製造・輸入数量等の届出の対象となる。

その際、優先評価化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られたものについて、その範囲が他の優先評価化学物質と重複している場合や、その取り扱い実態を踏まえるとより適切な評価単位があると考えられる場合等については、今回のスクリーニング評価で用いた名称及び範囲にこだわらず、より広い範囲となる場合も含めて、より適切な優先評価化学物質の名称及び範囲となるよう別途検討することとする。また、優先評価化学物質として指定した後であっても今後のリスク評価の実施を進める際には必要に応じて同様の検討を行う。

表 2 優先評価化学物質「エチル＝水素＝スルファート」に係る
新たな評価単位でのスクリーニング評価結果

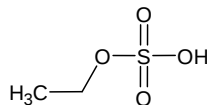
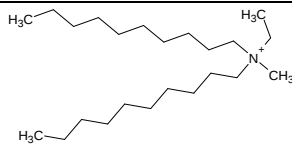
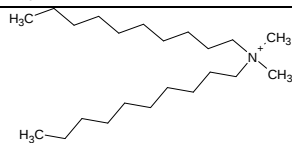
CAS登録番号	化学物質総合情報提供システム(NITE-CHRIP)掲載名称等 ※名称は和名が中心で、CAS 名称などを含む。	分解性	人健康影響			生態影響		
			暴露 クラス	有害性 クラス	優先度	暴露 クラス	有害性 クラス	優先度
181875-97-8	ジデシル（エチル）（メチル）アンモニウム＝エチル＝スルファート	難（デフォルト）	2	—	—	2	1（デフォルト）	高
26266-76-2	1－エチル－2－ヘプタデセニル－1－（2－ヒドロキシエチル）－4，5－ジヒドロ－1H－イミダゾール－1－イウム＝エチル＝スルファート	難（デフォルト）	外	—	—	外	—	—
3006-13-1	エチル（ジメチル）（ドデシル）アンモニウム＝エチル＝スルファート	難（デフォルト）	外	—	—	外	—	—
3818-68-6	エチル（ジメチル）（オクチル）アンモニウム＝エチル＝スルファート	難（デフォルト）	外	—	—	外	—	—
42845-62-5	α ， α' －{ [エチル（オクタデシル）アザニウムジイル] ジエチレン } ビス [ω －ヒドロキシポリ（オキシエチレン）] ＝エチル＝スルファート	難（デフォルト）	外	—	—	外	—	—
68052-51-7	N，N－ジブチル－N－エチルブタン－1－アニウム＝エチル＝スルファート	難（デフォルト）	外	—	—	外	3	外
68071-91-0	Quaternary ammonium compounds, coco alkylethylbis(hydroxyethyl), ethoxylated, Et sulfates (salts)	難（デフォルト）	外	—	—	外	—	—
68071-98-7	{エチル（水素化獣脂アルキル） [ビス（ヒドロキシエチル）] アンモニウム} のエトキシ化物のエチル硫酸塩	難（デフォルト）	外	—	—	外	—	—
82684-81-9	エチル（ドデシル） [ビス（2－ヒドロキシエチル）] アンモニウム＝エチル＝スルファート	難（デフォルト）	5	—	—	5	—	—

※製造輸入数量が 10t 以下の物質についてはスクリーニング評価の対象外。

スクリーニング評価対象物質の生態影響に関する有害性に係る情報

表 3 ジデシル（エチル）（メチル）アンモニウム＝エチル＝スルファート（CAS 登録番号 181875-97-8）の有害性情報

※イオン性物質のため、陰イオン・陽イオンごとに記載

		名称	構造	有害性 クラス	PNEC (mg/L) (A) / (B)	PNEC 算出根拠		藻類 (mg/L)		ミジンコ類 (mg/L)		魚類 (mg/L)	
						最小値 (mg/L) (A)	UFs (B)	急性 毒性 値	慢性 毒性 値	急性 毒性 値	慢性 毒性 値	急性 毒性 値	慢性 毒性 値
陰 イ オ ン 側	CAS 登録番号 181875-97-8 (陰イオン側)	エチル＝水素＝ スルファート		有害性情報なし（調査日: 2024 年 8 月 9 日）									
陽 イ オ ン 側	CAS 登録番号 181875-97-8 (陽イオン側)	ジデシル（エチ ル）（メチル） アンモニウム		有害性情報なし（調査日: 2024 年 8 月 9 日）									
	参考：構造類似物質 (優先(生態)167)	ジデシル（ジメ チル）アンモニ ウムの塩		1 ³	0.00026	0.013	50	0.062	0.013	0.018	0.021	0.6	

³ <https://www.env.go.jp/content/900410010.pdf>

スクリーニング評価対象物質の生態影響に関する有害性に係る情報

表 4 N, N-ジブチル-N-エチルブタン-1-アミニウム=エチル=スルファート (CAS 登録番号 68052-51-7) の
有害性情報

	名称	有害性 クラス	PNEC (mg/L) (A)/(B)	PNEC 算出根拠		藻類 (mg/L)		ミジンコ類 (mg/L)		魚類 (mg/L)		情報源
				最小値 (mg/L) (A)	UFs (B)	急性毒 性値	慢性毒 性値	急性毒 性値	慢性毒 性値	急性毒 性値	慢性毒 性値	
CAS 登録番号 68052-51-7	N, N-ジブチル-N-エチルブタン- 1-アミニウム=エチル=スルファート	3	0.011	1.1	100	9.7	1.1	34		>272		ECHA (2017)